

役員報酬等に関する規程

報酬等支給基準

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人アテナ会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、の役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

- 2 役員等が、理事会または評議員会への出席以外で法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、理事長の許可を受けて報酬を支払うことができる。
- 3 報酬額の決定については、業務遂行に要する期間に鑑み、日額又は月額いずれかによるものとする。

(報酬の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
 - (2) 退職慰労金 別表第2に定める算式により算出される額
- 2 前項(2)により算出される退職慰労金の額については、毎期の役員退職慰労引当金として計上するものとする。
 - 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第3に定める額とする。
 - 3 評議員に対する報酬の額は、別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて当該各号に

定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月 25 日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝祭日の場合は、その前日）
 - (2) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 2 か月以内
- 2 非常勤の役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席その他、法人・施設運営のための業務に当たった都度支給する。ただし、本人の同意を得れば、まとめて支給することができる。
 - 3 報酬等は現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあたっては、その遺族）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（費用）

- 第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて旅費を支給する。
- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬の日割り計算）

- 第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土曜日及び日曜日、祝祭日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事の死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（公表）

- 第8条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給基準として公表する。

（その他）

- 第9条 この規程の運用上必要な事項については、評議員会の議決を経て理事長がこれを行う。
- 2 この規程の改廃を必要とするときは、評議員会の議決を経てこれを行う。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

[別表第 1] 常勤の理事の報酬

役職名	報酬の額
理事長	月額 600,000 円
理事	月額 400,000 円

[別表第 2] 常勤の理事の退職慰労金算定式

最終報酬月額×在任年数×係数（功績倍率）

係数

役職名	係数（功績倍率）
理事長	3.0
理事	2.0

※上記在任年数は 1 か年単位とし、端数は切捨てとする。

[別表第 3] 非常勤の役員の報酬

項目	日額
理事会等会議への出席	5,000 円
監事監査への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設運営の為の業務	5,000 円

[別表第 4] 評議員の報酬

項目	日額
評議員会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設運営の為の業務	5,000 円

※評議員の報酬については、定款の定めにより各年度における報酬総額の上限額を 240 万円とする。